

平成 18 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ  
代 表 者 代表取締役社長 菊川 暁  
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)  
問 合 せ 先 管理本部長 藤田 公司  
(TEL 03-5778-0321 (代表))

## 証券取引等監視委員会による 当社従業員への行政処分の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社従業員に対し証券取引法違反と認定し、内閣総理大臣及び金融庁長官へ勧告したとの発表がなされました。

このような不正取引はあってはならないことであり、株主・投資家の皆様方並びに関係者の方々に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では、未然防止策の導入や社員教育により、インサイダー取引未然防止に取り組んでまいりましたが、今回の不正事件の発生を厳粛に受け止め、更なる未然防止策の導入や社員教育の徹底を図り、再発防止に努めてまいる所存であります。

なお、今回の勧告内容につきましては、当社におきましても既に調査し社内処分を行っております。

### 記

#### 1. 勧告を受けた事由の概要

当社従業員 3 名は、当社が第三者割当増資及び業務提携を行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、当該事実が公表される平成 17 年 6 月 21 日以前に、それぞれ、同月 14 日、16 日、16 日において、株券 1 株を 119 万円、120 万円、120 万円で買い付けました。当社従業員 3 名が行った上記の行為は、証券取引法第 175 条第 1 項に規定する「第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

#### 2. 勧告の概要

上記の違法行為に対し証券取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は、違反行為者 1 名については 32 万円、違反行為者 2 名については 31 万円であります。

#### 3. 社内処分の概要

当該従業員 3 名については、けん責及び減給処分といたしました。

なお、当該従業員の管理責任者として、代表取締役社長及び管理本部長は報酬もしくは給与の一部返上を実施しております。

以 上